条 例

改 正する条例をここに公布する。 埼 玉県臨 床研修医研 修資金貸与条例 及び 埼玉県医師育成奨学金貸与条例 \mathcal{O} 部を

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第十六号

部を改正する条例 埼玉県臨床研修医研修資金貸与条例 及 び 埼玉県医師育成奨学金貸与条例 \mathcal{O}

臣 生労働大臣 の指定するも 次 に掲げる条例の規定中 . の 指定す 0 に改 る病 8 院 る。 「医学を履修する課程を置く大学に を 「知事 の指定する病院又は外国 附 \mathcal{O} 病院 属する病院又は で厚生労働大 厚

条第一項 埼玉県臨 床研修医研修資金貸与条例 (平成二十二年埼玉県条例第十六号) 第二

号 埼玉県医師 育成奨学金貸与条例 (平成二十四年埼玉県条例第十五号) 第八条第

附則

」の条例は、令和二年四月一日から施行する。